

<b>教育文化厚生協会たより</b>		〒380-0838 長野市大字南長野字聖徳 593 / 7 番地 TEL : 026-237-8115 FAX : 026-234-2219 E-mail : info@kouseikyoukai.com <a href="http://kouseikyoukai.com">http://kouseikyoukai.com</a>
2024年春号 発行日 2024年6月3日	発行 公益社団法人 長野県教育文化厚生協会	

## 2024年度定時社員総会行われる

5月25日（土）16:10より、今年度の定時社員総会が岡谷市カノラホール（オンライン併用）で開催されました。総会の冒頭で、新たに事務局を担当することになった書記の山浦恵美子さんが紹介されました。

第1号議案：「2023年度事業報告に関する件」は、上條晋専務理事から報告・提案が行われ、宮寄考司監事から監査報告（オンライン参加での報告）があり、満場一致で採択されました。続く第2号議案：

「役員の選任に関する件」では、新たな役員名簿が細尾俊彦代表理事から提案がありました。理事・監事で1人ずつが交代する新役員は、それぞれの候補者が拍手で承認されました。また、代表理事には細尾俊彦理事が引き続き就くことになりました。業務執行理事には、永原徹也理事が引き続き、新たに菅沼達勇理事が就くことになりました。

最後に、2月の理事会で決定した2024年度事業計画について、上條晋専務理事が報告を行い、すべての議事を終了しました。

新たに選任された役員（選任時の役職）	
理事	内堀 守（現理事、高教組特別執行委員） 内山 到（現理事、信州の教育と自治研究所運営委員） 岡田 貴司（現理事、高退教事務局長） 茂原 宗一（現理事、県労連事務局長） 菅沼 達勇（高教組副委員長） 高村 裕（現理事） 傳田 泉（現理事、県医労連書記長） 永原 徹也（現業務執行理事、行政書士） 細尾 俊彦（現代表理事、高教組委員長）
監事	河西 綾（高校生協） 永原 征夫（現監事、税理士）

コロナ禍前の2019年度【5つの会議室（中・大・第1・第2・第3）】と昨年度（2023年度）【6つの会議室（中・大・A・B・C・D）】の月別貸室数の合計をグラフにしてみました。

	2019年度	2023年度
4月	97	41
5月	109	113
6月	190	140
7月	213	175
8月	157	165
9月	193	132
10月	174	180
11月	118	89
12月	107	74
1月	85	52
2月	100	80
3月	54	80
合計	1597	1321



**相談の窓** このコーナーでは寄せられた 主な相談事例を紹介します**相談事例①～転職を考えている～**

◇内容 ひとり親で年収 135 万円を超過すると各種の給付が受けられなくなりますが、年末まで相談なく、結果として超過してしまいました。また、有給休暇が使用者の都合で年間 5～10 日程度の取得しかできません。転職を考えています。

◆回答 年収の調整についてはご自分でも計算し、使用者まかせにしないことが大切です。退職も視野に入れると、有給休暇取得は有効です。

**相談事例②～残業・有給休暇～**

◇内容 人手不足から事前に可否の確認なく、残業を行うことが常態化しています。転職して現職に就いてから、長時間労働のせいか体調も思わしくありません。有給休暇も計画付与により年間日程に組み込まれおり、自分の選択の余地はありません。家族の関係でも休みがとりにくく配偶者へ負担を強いていることも心苦しく思っています。組合はありませんが、36 協定の手続きは取られているようです。

◆回答 労働者代表の選出や、意見集約など 36 協定の手続きは適切に行われていますか。

- ・監督または管理の地位にない人物
- ・使用者の意向で選出されていない人物
- ・従業員の過半数を代表する人物

上記をすべて満たしていなければ、協定は無効です。状況によっては労基署への相談も検討してください。

**相談事例③～休業期間中の休業補償～**

◇内容 ホテルの契約社員として働いていましたが、契約期間の途中で施設の大規模改修が必要にホテルが休業。そのまま契約満了になりました。休業期間中の賃金補償があまりにも低く、説明を求めたところ、労基法 12 条（最低保障給）60%の適用し算出した平均賃金にさらに労基法 26 条（休業手当）の 60%を乗算した金額とのことでした。

◆回答 平均賃金の計算方法は色々とありますが、原則は高い方が適用されます。指摘しても支払われない場合は、労基署への相談をお勧めします。

